

## これからのマイナンバー制度のスケジュール

平成27年10月～

マイナンバーの通知  
(通知カードの送付)

平成28年1月～

・社会保障・税・災害対策の手続  
でマイナンバーの利用が開始  
・申請者に個人番号カードを交付

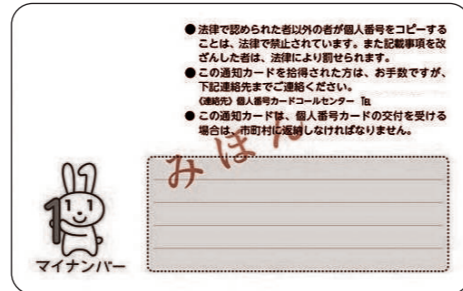
平成29年7月～

地方公共団体も含めた  
情報連携を開始

### マイナンバー【通知カード】

- 10月5日に住民登録している人に、マイナンバーを付番し、その番号をお知らせする「通知カード」を、住民票の住所に世帯ごとに郵送します。
- マイナンバーは簡易書留で届きます。次の3つのものが入っているのを確認しましょう。
  - マイナンバーの「通知カード」
  - 個人番号カード交付申請書と返信用封筒
  - 個人番号についての説明資料
- 通知カードは「マイナンバーを証明する書類」として利用できますが、運転免許証やパスポート、住民基本台帳カードなどの本人確認書類と併せて提示が必要です。

※通知カードは紛失しないよう大切に保管してください



### 【個人番号カード】

- 個人番号カードは、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーを記載し、顔写真表示され、身分証明書として利用できます。
- マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。
- 個人番号カードは、申請された人のみ交付されます。初回発行手数料は無料ですが、ご自身で顔写真を用意する必要があります。
- 申請は、通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」等で行ってください。
- 交付は、平成28年1月以降、交付準備が整いましたら、はがきでお知らせしますので、市役所の窓口に来庁いただき、本人確認のうえ個人番号カードを交付します。



**住所を変更する場合は、「個人番号カード」もしくは「通知カード」が必要になります。市役所窓口で手続きをする際には、忘れずにお持ちください。**

#### コールセンターでご相談を受付けています

国では、マイナンバー制度に関する相談窓口を開設し、皆さまからのご相談に対応しています。

日本語対応 0570-20-0178

外国語対応 0570-20-0291 (英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)

【全国共通ナビダイヤル】9:30～17:30(土日・祝日・年末年始を除く)

## 平成27年10月から 「マイナンバー(個人番号)」が 皆さま一人ひとりに通知されます



マイナンバーとは、日本国内の全ての住民一人ひとりに通知される12桁の番号です。

- ▶平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続で利用が始まり、民間事業者でも、社会保険や源泉徴収事務等などの法律で定められた範囲でマイナンバーを取り扱います。
- ▶職場や行政手続きの際に、マイナンバーの提示を求められることになります。

### 3つのメリット

マイナンバーは、各機関が分散管理する個人の情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体等において情報連携が可能になる予定であり、次のようなメリットがあります。

#### 1 国民の利便性の向上

社会保障等の各種申請で書類の添付が減ります。

#### 2 行政の効率化

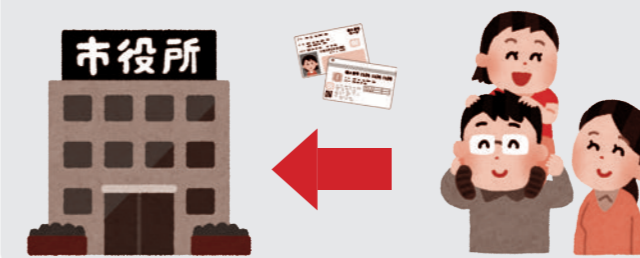
行政手続きが、早く正確になります。

#### 3 公平・公正な社会の実現

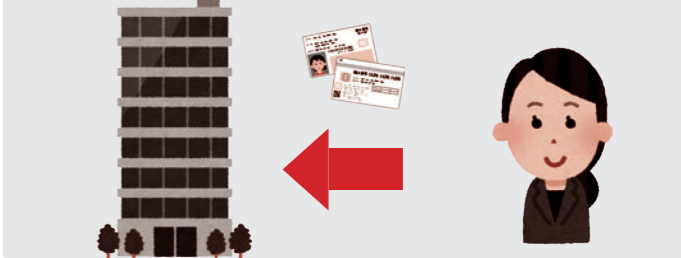
適正・公平な課税や年金などの社会保障を確実に給付します。

### マイナンバーは次のような場面で使います

毎年6月の児童手当の現況届の際に市町村にマイナンバーを提示します。



勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載します。



国民健康保険の手続きの際にマイナンバーを提示します。



証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載します。

